

岩手県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 九戸郡九戸村大字戸田第5地割字黒沢145の1、145の4、大字戸田第6地割字
状館62の1、62の8から62の11まで、大字伊保内第18地割字松ヶ平41の6、41の7、41の143、41の156、41の158、41の208
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び九戸村役場に備えておいて縦覧に供する。